

指定通所介護事業利用契約書

様（以下、「契約者」という。）と木曽町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、契約者が木曽福島デイサービスセンター（以下、「本事業所」という。）において、本会から提供される指定通所介護サービス（以下、単に「通所介護サービス」という。）等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「この契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本会は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対して、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2 本会が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下、「通所介護計画」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画の決定・変更）

第3条 本会は、契約者に係る居宅サービス計画「以下、「ケアプラン」という。」が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。

2 本会は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合、本会は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。

- 3 本会は、通所介護計画について、契約者及びその家族に説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 本会は、契約者に係るケアプランが変更された場合、または契約者もしくはその家族の要請に応じて、通所介護計画の変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 本会は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本会は、介護保険給付対象サービスとして、本事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 本会は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供できるものとします。

- 2 前項の他、本会は、介護保険給付対象外のサービスを提供することができるものとします。
- 3 前2項のサービスについての利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 本会は第1項及び第2項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもできる限りわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 本会は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）を限度として、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた通所介護サービス等の利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を本会に支払うものとします。
- ただし、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、通所介護サービス等の利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後またはケアプラン作成後、利用者負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます「償還払い」。）
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービスの利用料金を本会に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は、食事の提供にかかる費用、おむつ代などの契約者の日常生活上必要となる諸費用の実費を本会に支払うものとします。
- 5 本会は、前4項に定める利用料金は1か月ごとに計算し、その合計額を請求書に明細を付して、通所介護サービス等を提供した翌月20日までに契約者に送付し、契約者は同月の25日までに本会に支払うものとします。
- 6 本会は契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に對して領収書を発行します。

(利用日の中止・変更・追加)

第7条 契約者は、通所介護サービス等の利用期日前に、通所介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合は、休業日前日の午後5時まで）に本会へ申し出るものとします。

- 2 契約者が、通所介護サービスの利用期日当日にその利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を本会にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 本会は、第1項に基づく契約者からの通所介護サービスの利用の変更または追加の申し出に対して、本事業所が満員で契約者の希望する日に通所介護サービス等の提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、本会は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、本会は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、この契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 本会及び当該サービスに従事する者（以下、「職員」という。）は、通所介護サービス等の提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 本会は、契約者の体調・健康状態等からみて必要な場合は、本事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 本会は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 本会は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第10条 本会及び職員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。

2 本会は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の必要な情報を提供できるものとします。

3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、本事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、本事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と本会との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第12条 本会は、この契約に基づくサービスの実施に伴ない、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 本会は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 本会は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、本会は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、本会が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、本会もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(本会の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 本会は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施を行うことができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い、本会が提供する通所介護サービス等を利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要介護以外と判定された場合
- 三 本会が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、通所介護サービス等の提供が不可能になった場合

- 五 本事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六 第16条から第18条に基づき、この契約が解約または解除された場合
- 2 本会は、前項第一号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

- 第16条 契約者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに本会に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、この契約を即時に解約することができます。
- 一 第8条第3項によりこの契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係るケアプランが変更された場合

(契約者からの契約解除)

- 第17条 契約者は、本会もしくは職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができるものとします。
- 一 本会もしくは職員が正当な理由なくこの契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - 二 本会または職員が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 本会もしくは職員が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不诚信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、本会が適切な対応をとらない場合

(本会からの契約解除)

第18条 本会は、契約者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけまたは著しい不信行為を行うことなどにより、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第19条 第15条第1項第二号から第六号によりこの契約が終了した場合において、契約者が、既に実施された通所介護サービス等に対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から速やかに精算するものとします。

(苦情処理)

第20条 本会は、提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

2 本会は、契約者に対する通所介護サービス等の実施に関する苦情の内容、事故の状況及び事故に対する処置の状況等の記録を作成し、完結した日より5年間保存するものとします。

(協議事項)

第21条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、本会は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、本会が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

[契約者]

住所 :

氏名 :

印

[契約者代理人]

住所 :

氏名 :

印

[事業所]

住所 : 長野県木曽郡木曽町福島6305番地

名称 : 木曽福島デイサービスセンター

(介護保険事業所番号:長野県指定第2072600428号)

[事業者]

住所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名称 : 社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会

代表者 : 会長 邑上 豊美 印